

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ヒラメ日本海中西部・東シナ海系群

2. 参考人

氏 名	太田 太郎
所属又は職業等	公立鳥取環境大学環境学部環境学科 准教授

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

鳥取県では、ヒラメは、小型底びき網、一本釣り、刺網、定置網等の沿岸漁業や沖合底びき網漁業などの多種多様な漁法で漁獲されており、小型底びき網および一本釣りでの漁獲割合が高くなっています。

本県のヒラメの漁獲量は、1996 年は年間 150t であり、それ以降急激に減少し、近年は年間 50 トン前後で推移していましたが、2019 年以降さらに減少し、直近（2022 年）では 25 トン（沖合底びき網漁業を含む）まで水揚げが減少しています。

県では、天然のヒラメ稚魚の発生状況を 10 年以上にわたり調査しており、直近の 2017～2020 年は低水準で推移しています。

2022 年 12 月 23 日付け水産庁資料の図 7（漁獲圧（%SPR）と加入 1 尾あたりの相対漁獲量（YPR）の関係）について、1 歳魚は限りなく漁獲せず、2 歳魚以上を主に漁獲することで、MSY 基準である目標親魚量（4,053 トン）を達成できるという理解で間違いないでしょうか？もしも、このシナリオを達成するためには、本県ヒラメを対象とする主要漁法である小型底びき網漁業において、1 歳魚を逃がすような具体的な管理手法を提示する必要があると考えられます。この際、一緒に漁獲するカレイ類、タイ類、カワハギ類などが獲れなくなると経営が成り立たなくなるため、経営と管理目標を両立させる具体的な措置を聞かせていただきたいと思います。

また、近年の加入量の減少は、ネオヘテロ・ボツリウム症などの影響も考えられ、親魚量の増加は加入量の増加を担保するものではないことも考えられます。漁獲実態や、近年の生態的背景を考慮した提案が望まれます。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

鳥取県漁獲情報提供システムにより収集可能です。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

提案内容が、単なる管理数量の提示ではなく、目標の達成には漁獲サイズの引き上げが必須であることを漁業者に説明した上で、具体的かつ実現可能な手法の提案を望みます。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

2022 年 12 月 23 日付け水産庁資料のスライド⑩において、再生産関係の仮定に不確実性が大きいとの記載があります。シナリオ選択の前に、まずは再生産関係の検証が必要と考えます。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

2022 年 12 月 23 日付け水産庁資料のスライド③より、実際の目標達成には漁獲年齢（サイズ）の引き上げが必要であるのなら、これを達成するための具体的な方策（現在ある規制の強化すべき部分と緩和すべき部分を整理して）の提示が必要と考えます。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

全長 25cm 以下の小型魚を再放流（県全体）、種苗放流（県西部）、資源管理計画に基づく休漁日設定（地区ごとに異なる）

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

鳥取県内の小型底びき網、一本釣、刺網、定置網、沖合底びき網に携わる漁業者、田後漁業協同組合、鳥取県漁業協同組合、赤碕町漁業協同組合、米子市漁業協同組合、鳥取県内において、ヒラメを釣る遊漁者

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

単なる数量提示ではなく、具体的な方策の提案が必要です。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

沖合底びき網漁業、小型底びき網、一本釣、刺網、定置網
※遊漁者も同じ資源を利用していることから、遊漁者が将来も継続的に釣獲できるようにするためにも、遊漁者も含めた管理が必要と考えます。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ヒラメ日本海中西部・東シナ海系群

2. 参考人

氏 名	堀 康雄
所属又は職業等	漁業（漁業協同組合 J F しまね大田支所所属） （島根県小型機船底曳船協議会会長）

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

ヒラメは底びき網漁業や定置漁業をはじめとする多種多様な沿岸漁業で漁獲される水産資源である。釣漁業等の自由漁業による漁獲も多く、非常に多くの漁業者が利用している水産資源である。

よって、TAC管理を開始した場合に影響を受ける漁業者の数が非常に多いため、漁業者に対する事前説明も、これまでTAC管理の導入について議論されている他の魚種よりも慎重且つ丁寧に実施する必要がある。

本県ではヒラメは主に底びき網漁業で漁獲されているが、底びき網漁業は特定の魚種を選択的に狙って漁獲するのが困難な漁業種類であり、ひと網で多数の魚種が混ざって漁獲される。季節や漁場によって、特定の魚種が獲れやすい、獲れにくいという漠然とした予測は可能であるが、完全には混獲を避けることができないため、魚種ごとにその漁獲量をコントロールすることは極めて困難である。

仮にヒラメのような底びき網漁業の対象資源をTAC管理しようとした場合、1魚種のTAC遵守のために操業を中止、休漁するような事態が発生することが予想される。そのようなことは漁業経営上受け入れられるものではない。このため、前述の底びき網漁業の漁法としての特性を考慮して、操業停止になりにくい柔軟な管理手法の検討が必要である。また、管理措置について議論するだけでなく、どのように操業すればそれが実現できるのかという点まで踏み込むべきであり、選択的な漁獲技術の開発や休漁補償等の影響緩和策と合わせて慎重に議論する必要がある。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

島根県においては漁協市場の販売情報を県に提供するシステムが構築されている。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

当該資源は種苗生産・養殖技術が確立しており、毎年全国で相当量の養殖魚が収穫されている。安定した国内養殖生産や韓国からの輸入養殖ヒラメの影響による単価の下落に伴い、当該資源の漁家経営上の魅力が低下し、漁業者による当該資源を狙った操業の減少が指摘されている。養殖魚等により需要の多くをカバーできる当該資源については、MSYをベースとしたTAC管理を導入する必要があるのかを議論する必要がある。

また、当該資源は代表的な栽培漁業対象種であり、種苗放流により加入量が下支えされていると考えられる。そのため、TAC設定に際しては、他の魚種とは異なり、近年の漁獲実績（漁獲シェア）に加えて種苗放流の有無や放流量の多寡を勘案して各都道府県に配分することができないかを検討すべきと考える。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

TAC総量の設定に当たっては、「資源」のことだけではなく、「漁業経営」や「地域経済」のことも念頭に入れて議論する必要がある。よって、短期間に漁獲量が増減するようなシナリオでは無く、中長期的に安定した漁獲可能量が設定されるシナリオを採択すべき。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

ヒラメは底びき網漁業で多く漁獲される水産資源であるが、底びき網漁業は特定の魚種を選択的に狙って操業できる漁業種類ではない。ひと網に複数の魚種が混然となって漁獲されるため、魚種ごとにその漁獲量をコントロールすることは極めて困難である。

仮にヒラメのような底びき網漁業の対象資源をTAC管理しようとした場合、1魚種のTAC遵守のために操業そのものを休漁するような事態が発生し、そのことは漁業経営上受け入れられるものではない。よって、魚種毎の管理ではなく複数魚種をまとめて管理する、複数年で管理する等操業停止になりにくい管理手法の検討が必要であると考ええる。

当該資源は遊漁者による資源利用がかなりあることが予想されるが、その利用実態は明らかになっていない。漁業者に対してTAC管理を導入する場合は、同じ資源を利用するものとして、並行して遊漁者に対する制限等を検討すべきである。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

県内漁業者の多くが以下の取り組みを実施している。

- ・ 全長 30cm 以下の小型魚の放流
- ・ 種苗放流
- ・ 週 1 日以上月休漁

また、島根県の小型底曳網漁業においては、夏期に3ヶ月間の公的禁漁期間が設けられている。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

関係する漁業者（底びき網漁業・定置漁業・さし網漁業・釣漁業）
流通業者、遊漁者

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

専獲が困難な漁法におけるTAC管理のやり方について。
資源評価の精度、信頼性について（根拠となるデータセットの提示）
遊漁の採捕実態

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

沖合底びき網漁業
各県：小型底びき網漁業・定置漁業等
遊漁者

（３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ヒラメ日本海中西部・東シナ海系群

2. 参考人

氏 名	松田 武治
所属又は職業等	福岡市漁協 玄界島支所運営委員会 会長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

- ・資源管理は必要であり、その重要性は理解しています。これまでも、小型魚の再放流や休漁日の設定に取り組んできました。今後も、資源管理には引き続き取り組んでいきたいと思います。
- ・国においては、環境変化が与える資源への影響についても把握に努めていただきたいと思います。
- ・国は、我が国全体の漁業生産の8割をTAC管理するといった目標達成のために議論を進めるのではなく、漁業経営の面も考慮して検討していく必要があると考えます。また、漁協経営、流通加工や小売り等事業者への影響も考慮すべきです。地域の生活や経済にも大きく影響する極端な管理にならないよう配慮しながら検討をお願いします。
- ・資源管理は、漁業者の生活に直結する大きな問題です。ロードマップにも「新たな資源管理の推進に当たっては、関係する漁業者の理解と協力を得たうえで進める。」と明記されています。締め切りありきで議論を打ち切ることのないようお願いします。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

- ・新たな資源管理には、正確で素早い漁獲の報告が必要になります。その管理は誰がどのような方法で行うのでしょうか。管理の枠組みだけ決めて、あとは現場に丸投げでは困ります。漁獲情報の収集に必要な体制づくり、管理経費の支援等についても検討していただきたい。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

- ・日本海西部・東シナ海系群のヒラメの生息域は、鹿児島から石川までとなっていますが、系群の範囲はどのように決められたのでしょうか。
- ・系群の南北で水温が異なるので、産卵時期や成長も少しずつ違ってくると思います。そこはどのように評価されているのでしょうか。
- ・海の水温上昇により、30年前に比べて地域によっては親魚になる年齢、産卵期、産卵場などが変わっていないのでしょうか。そのことは資源評価に影響しないのでしょうか。

- ・ヒラメは、マイワシやカタクチイワシなど餌料環境によって資源が左右されるのではないかと思います。ヒラメなどの捕食性魚類については、そのような環境要因を考慮する必要があるのではないのでしょうか。
- ・ヒラメの系群について、外国との交流は本当はないのでしょうか。あるいは無視できる程度なのか。根拠を示して頂きたい。
- ・資源評価の根本を成す、漁獲量や年齢別漁獲尾数は、正確な値なのでしょうか。各県のデータ手法が異なっていたり補正など、整理したのでしょうか。データの根拠や使用した数的資料を提示していただきたい。
- ・単純に漁業者数や出漁日数は過去と比べて減少しているにもかかわらず、親魚量は一定の範囲内でしか変化しないと読み取れますが、これ以上、漁獲圧を下げることによって本当に親魚量が増えるのでしょうか。
- ・「将来の親魚量」ですが、漁業者の負担を強いてまで、未だかつて経験したことのない親魚量を目指さなければならない理由をお聞かせください。
- ・若齢魚の加入が芳しくない原因は明らかなのでしょうか。
- ・上記の懸案事項を解決した上で我々漁業者が納得できる管理目標の提案をお願いします。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

- ・漁獲シナリオの選択、採択というのは、資源評価を前提にしたシナリオ選択という意味なのでしょうか。それならば、そもそも精度に疑いがあり、関係者の納得が得られない資源評価結果に基づいたシナリオは用いるべきではないと思います。資源評価結果は、あくまで参考値としたうえで、休漁日の設定など実行可能な数値目標を定めて暫定的な管理を行い、その間、評価の精度を上げるための調査をしっかりと行うべきだと思います。その方が、管理効果も上がるのではないのでしょうか。ヒラメの資源管理を行う上で、漁業経営が安定し、継続できるよう、柔軟な管理方法を検討していただきたいです。
- ・漁業者として、国が漁獲シナリオを採択する際に一番の注意していただきたいことは、資源管理をすることで、将来の漁獲量が間違いなく増加することです。
- ・今回示されたような、資源管理をしても将来的に漁獲量が増加しないシナリオでは、納得できるものではございません。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・漁獲制限で減収になった場合の補償を合わせて考慮して頂きたいです。
- ・知事管理区分のクロマグロは、全国統一で4月から翌年3月までの管理年度の管理を行っていますが、本県海域には、2～3月に来遊が集中するため、管理が非常に困難な状況です。魚群の来遊時期は海域によって決まっていることから、管理年度を海域分けすれば、管理がし易い魚種もあると考えています。今後は、管理年度を海域分けするなど、より柔軟な対応が必要だと考えます。
- ・水産庁は、積立ぶらすによる経営支援で対応してほしいと説明されますが、積立ぶらすの支援は、制度上漁期が終了した翌年になります。大幅な漁獲量削減があれば、漁期中に運転資金が足りなくなり、倒産、廃業のリスクさえ生じます。また、漁協の販売手数料の大幅減、流通、加工、小売業者の取扱高の減少による経営難、廃業があれば、資源が回復した後に売り先がなくな

ってしまい、何のために管理したのかわからなくなってしまいます。経営支援策の検討にあたっては、このような課題を踏まえ、管理期間中の資金対策についても検討をお願いします。

- ・漁業者が TAC 管理により出漁数や漁獲量が減る事で一番恩恵があるのは遊漁船及びレジャー船だと思います。漁業者に厳しい管理を求めるのであれば遊漁船及びレジャー船にも同様の報告義務及び管理が必要と考えます。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ・資源管理計画に基づき、休漁日を設定しています。
- ・ヒラメの最小漁獲制限は、20 c mと定めています。
- ・許可漁業である固定さし網漁業の漁期は、海域にもよりますが、基本的に1月から3月です。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ・固定式さし網漁業
- ・釣り漁業
- ・底びき網漁業
- ・小型定置網漁業等
- ・市場関係者、仲卸業者等

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・TAC 管理へのステップアップの考え方及びスケジュールについて関係者の納得いく説明を希望します。スケジュールありきで議論を打ち切る事のないようにして頂きたいです。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- ・近隣国による漁獲が資源に影響がある場合は、近隣国の資源管理が不可欠

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

- ・漁獲規制となった場合、漁協経営にも影響が出てきます。漁協への考慮はどのように検討しているのですか。
- ・MSYに基づく資源評価が、漁業者の理解と協力を得られない場合、漁獲努力量による管理など数量管理以外の管理についても検討していただきたい。
- ・今回の目標管理基準値について、親魚を過去例がない量まで増やすことが現実的であると考えますか。食害や魚の質に与える影響は検討されたのですか。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ヒラメ日本海中西部・東シナ海系群

2. 参考人

氏 名	島田 隆
所属又は職業等	福岡市漁協 小呂島支所運営委員会 会長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

- ・資源管理は必要であり、その重要性は理解しています。これまでも、小型魚の再放流や休漁日の設定に取り組んできました。今後も、資源管理には引き続き取り組んでいきたいと思います。
- ・福岡県のヒラメ漁獲は、固定式さし網漁業の占める割合が比較的高いが、釣り、底びき網漁業など幅広い漁業種類で漁獲されており、その多くが零細な漁業者です。釣りや底びき網漁業は、毎年決まった時期にヒラメを専門的に漁獲するのではなく、他魚種の来遊をみながら、その時どきに対象魚種や漁法を選択します。突発的な来遊にも対応できるような、柔軟な運用が必要です。
- ・資源管理は、漁業者の生活に直結する大きな問題です。ロードマップにも「新たな資源管理の推進に当たっては、関係する漁業者の理解と協力を得たうえで進める。」と明記されています。締め切りありきで議論を打ち切ることのないようお願いします。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

- ・新たな資源管理には、正確で素早い漁獲の報告が必要になります。その管理は誰がどのような方法で行うのでしょうか。管理の枠組みだけ決めて、あとは現場に丸投げでは困ります。漁獲情報の収集に必要な体制づくり、管理経費の支援等についても検討していただきたい。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

- ・「1B」および「1A（2手法）」の3手法について、漁業者の理解が深まるよう、別紙あるいは副読本でもよいので図解入りで簡潔にメリット、デメリット、推しの理由や却下したい理由等を明示していただきたい。
- ・評価の「3手法」のいずれかを採用する際に、関係漁業者自身の判断に委ねられると考えて差し支えないのか。また、選択された場合には、「その選択された手法」のみで今後は資源評価を行っていくことになるのか、教えていただきたい。
- ・資源評価結果をみると、現状の漁獲圧であれば、漁獲量、親魚量ともに一定

量維持できるものと考えます。現状の漁獲圧を維持することで、資源を維持できるのではないのでしょうか。

- ・分析に必要なデータが十分でない中で、無理な資源評価に基づく管理を行うべきではないと思います。まずは、暫定的に実行可能な管理を実施しながら、正確なデータを収集する体制を整え、データが集まって信頼のおける評価ができるようになるまで、我々は待ちたいと思っています。
- ・資源評価資料の簡易版の図7とその下の表において、新しい用語や考え方が出てきて理解が非常に困難です。改善をお願いします。
- ・資源評価説明会で、1Bの目標管理基準では高齢魚増加で価格的に実入りが高くなると説明されていましたが、1歳魚や2歳魚は逆に低水準になるとみとれます。加入が少なく、その原因が明確に言えないのであれば、若齢魚が最大になるところを目指すべきではないのでしょうか。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

- ・福岡県のヒラメ漁獲は、固定式さし網漁業が占める割合が比較的高いですが、釣り、底びき網漁業など幅広い漁業種類で漁獲されます。釣りや底びき網漁業は、毎年一定時期にヒラメを専門的に漁獲するのではなく、他魚種の来遊をみながら、その時どきに対象魚種や漁法を選択しますので、突発的な来遊に対応できるように、柔軟な運用が必要です。
- ・漁獲シナリオの選択肢については、資源評価の3手法が選定されてからの話になるかと考えます。
- ・漁獲シナリオについては、漁業者が理解しやすいような図解入りの資料を別立てで用意すべきです。また、資源評価は毎年データ加算や手法改善等がなされると聞いていますが、漁獲シナリオもそれを毎年反映するのでしょうか。漁業者の資源管理による漁獲量の減少により、資源評価結果が実態よりも悪くなり、必要以上に管理を求められることがないようにしていただきたい。
- ・管理した結果、シナリオどおりになった場合でも、環境要因等によって、ある県は全く漁獲できないことが生じた時、どのような対応を執ることになっているのか。その場合の施策は決定しているのでしょうか。
- ・国の施策として養殖業者の輸出促進を謳っておりますが、漁業者が漁獲量を削減している間に、市場が取って代わられることを危惧しています。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・福岡県のヒラメ漁獲量の多くを占める固定式さし網漁業は、ヒラメに特化した漁業で、大きく漁獲量を削減する必要性が生じた場合、生活ができず、廃業せざるを得ないなど、漁業経営が成り立ちません。また、他漁業種への転換は、ヒラメの漁獲に特化した船型、装備のため多額の初期投資が必要なうえ、漁業調整の面からも困難です。
- ・厳しく漁獲量を削減すれば、ヒラメの生息尾数は増えるかもしれませんが、しかし、資源管理が成功したとしても、私の経験では生息尾数が多くなればエサや棲み場所が不足し、ヒラメは痩せて品質が著しく低下してしまうと思います。また、他の魚種にも同様の影響が出るかもしれません。このような問題をどう考えているのでしょうか。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ・資源管理計画に基づき、休漁日を設定しています。
- ・ヒラメの最小漁獲制限は、20 c mと定めています。
- ・許可漁業である固定さし網漁業の漁期は、海域にもよりますが、基本的に1月から3月です。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ・固定式さし網漁業
- ・釣り漁業
- ・底びき網漁業
- ・小型定置網漁業等
- ・市場関係者、仲卸業者等

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・ステークホルダー会合で用いる資料は、漁業者に解りやすいよう作成していただきたい。
- ・新たな資源管理に向けてのデータがまだまだ十分ではないと思いますが、データが揃ってからではいけないのですか。
- ・中国など外国による漁獲はどうなっているのでしょうか。対馬から朝鮮半島にかけては浅い海域が連続していますが、韓国沿岸の資源は、我が国沿岸の資源に関係ないのでしょうか。これらの点についても説明をお願いします。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- ・近隣国による漁獲が資源に影響がある場合は、近隣国の資源管理が不可欠

（3）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

- ・天然魚を制限することで、養殖魚の需要が高まり、既存の販売先等の減少につながります。
- ・新たな資源管理による漁獲制限を行うことで、漁業では生活ができなくなるため、漁業者及び新規就業者（後継ぎ含む）の減少につながります。魚を増やしても、漁業者が減ることになれば、何のための新たな資源管理なのか、もっと漁業者の方を向いた政策を行っていただきたい。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ヒラメ日本海中西部・東シナ海系群

2. 参考人

氏 名	小林 一久
所属又は職業等	長崎市茂木漁業協同組合 代表理事組合長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

ヒラメは、現行 TAC 魚種であるクロマグロや浮魚類とは異なり、長崎県では各海域で漁業関係者が構成員となった地域栽培漁業推進協議会を主体として長期にわたり種苗放流に取り組んできた。特に橘湾海域の地域栽培漁業推進協議会では、各漁協の漁業者の放流負担金による種苗放流を昭和 57 年より毎年実施し、資源の維持・回復に努めてきた魚種である。橘湾海域では主に小型底びき網でヒラメを漁獲しており、ヒラメは小型底びき網全体の漁獲の半分を占める重要な魚種である。

今後、TAC 管理の対象になるのであれば、現在までの種苗放流の取り組んできた意味を問われるとともに、これからの本県沿岸漁業者の栽培漁業に対する意欲の低下が懸念され、これまで築いてきた種苗放流負担の仕組みが崩れる恐れがある。また、種苗放流に加えて小型魚の再放流等の資源管理に取り組んでおり、現状の資源管理でも漁獲を維持できている。以上のことから TAC 管理の必要性は低いと考えており、TAC 管理の導入には反対である。

仮に、TAC 管理が導入された場合、漁獲制限で漁業収入が減少し、生活していけるのか心配である。国には私達、小規模沿岸漁業者の経営を守る方針を示していただき、実践いただくようお願いしたい。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

--

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

資源評価では、現在の親魚量が示された目標より低い評価がなされている。これは漁業者、操業隻数、操業日数の減少による水揚量の減少が影響していると思うので、これらの状況を踏まえた資源評価を行ったうえで目標を導入すべきではないか。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

これまでも漁業者が費用を負担して種苗放流に取り組んできたので、種苗放流

の効果を考慮した方針を示してほしい。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

漁師の魅力は何の保証もない危険を伴う海に出るかわりに、大漁だったときの喜びがあることだと思う。漁獲量の縛りがある漁業には何ら魅力を感じないし、これから先漁師を希望する人もいなくなる。TAC 管理により漁獲制限されれば経営規模の小さな沿岸漁業者は漁を続けることができなくなり、漁師をやめてしまう。特に、最近ではコロナ禍でヒラメの単価が下がっているのに、漁獲量を一定以上獲らないと経営できない状況にある。将来資源が増えても、その時に魚を獲る漁業者がいなくなるのであれば、誰のための政策なのかと強い疑問を感じる。

漁獲制限されるのであれば、国が漁業者を守るために一定の単価保障や漁業経営への支援をお願いしたい。

漁業者ばかり漁獲制限するのではなく遊漁船も制限すべきではないか。また、養殖による生産量が増加していることも、漁船漁業が衰退することに繋がるのではないかと考える。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

長崎県の橘湾における小型底びき網漁業によるヒラメの漁期は12～4月までの5か月間であり、その操業に際してはエンジン出力の制限、休漁日の設定、小型魚の再放流等の資源管理に取り組んでいる。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

長崎県内でヒラメを漁獲している漁業者

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

遊漁船への対応、国の支援策。

資源評価の詳しいことについては理解が難しいので、漁業者にも分かりやすい説明をお願いしたい。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ヒラメ日本海中西部・東シナ海系群

2. 参考人

氏 名	柴山 一郎
所属又は職業等	志々伎漁業協同組合 組合員

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

長崎県は全国の漁獲量のおよそ 5%を占める全国 5 位の産地である（R2 年）。その中でも私が漁業を営んでいる県北海区は長崎県の中でも最も漁獲量が多い海区である。私は固定式さし網漁を営んでおりヒラメ漁業で生計を立てているが、ヒラメの単価低迷により、以前より生活の余裕がなくなっている。今後、TAC により漁獲量が制限されることとなると、漁業経営に多大な悪影響が出ることを危惧している。

一方で資源管理の重要性は地域全体で理解しており、資源管理計画に基づく休漁の取組や漁業者負担による種苗放流等にも取り組んでいる。また、これらの取組の効果を実感していることから、TAC によらず、このような自主的な資源管理の取組により対応することを求める。

漁獲量を制限する資源管理については、漁業経営に直結することから、これからの漁業の担い手の確保や育成に大いに影響が生じる。そのため、漁獲量を制限する前に、新たな資源管理制度に対応した新たな補償制度等の創設が必要であると考え。このような対策がないと、ヒラメ資源の回復よりも先に漁業者の減少が加速度的に進むことが危惧される。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

--

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

ヒラメの漁獲量の変動は資源の増減のみならず、社会的・経済的影響等を受けて推移している。

特に、近年は新型コロナウイルスによる需要の低下や、それ以前から続く単価の低迷などの影響を受けており、ヒラメが漁場にいたとしても、採算性を考慮して比較的単価の高い時期にしか出漁しない状況がある。

また、時化の日数が増加したことや、燃油高騰により出漁の判断基準も変わってきており、単純に「魚が居れば漁に行く」という状況ではないことに留意いただきたい。

他にも、ヒラメは広く回遊する資源であり、資源を共有する外国での漁獲の影響も十分に検討する必要があると思われる。

以上のように、様々な要因がある中で妥当な資源の評価がされているのか疑問がある。

さらに、将来予測について、ヒラメに限らず全ての水産資源は捕食・被食といった生態系の中に組み込まれている。たとえヒラメを獲り控えたととしても餌となる水産資源が減少してしまう可能性があるし、そもそも餌となる水産資源の量が十分でなかったら予測通りにヒラメが増えない可能性もある。

TAC 制度が導入された場合、資源評価結果に基づく資源管理目標により漁獲制限が行われることから、資源評価が私たちの漁業経営に与える影響は大変大きなものである。研究機関には、その重大性を認識いただき、責任を持って信頼性、妥当性について十分に納得できる説明をいただきたい。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

まず、現状を正しく反映した資源評価が必要であり、シナリオの選択は時期尚早である。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

--

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ・資源管理計画に基づく年間10日間以上の休漁（さし網）
- ・漁業者負担によるヒラメの種苗放流
- ・体重800g以下の小型のヒラメの再放流。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

水産業はすそ野が広く市場や流通業、加工業、冷凍・冷蔵施設、観光業、飲食業等にも影響が生じるため、これらの関係者にも意見を聞くことを検討いただきたい。

平戸市では毎年1～3月に漁協と観光、飲食業界が連携してヒラメを主役とした「ひらめおがみ祭り」を開催しており、漁獲量が制限されると、これらの観光業や飲食業にも影響が生じる恐れがある。ヒラメの主要産地では、このように幅広い業界に影響が生じる。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・収入の減少に伴う補償。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

--

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

--

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ヒラメ日本海中西部・東シナ海系群

2. 参考人

氏 名	江口 幸男
所属又は職業等	天草漁業協同組合 代表理事組合長 (熊本県海区漁業調整委員会連合会会長)

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

・ヒラメは遊漁者にも人気が高い魚種であり、遊漁による採捕の影響は非常に大きいと考えられる。資源管理による資源回復を目指すのであれば、遊漁者への漁獲数量規制も必要と考える。

・また、漁業者は既に採捕サイズ規制や種苗放流等の資源管理を行っており、遊漁者への数量規制を設けない資源管理案は受け入れがたい。

・国が示した資源評価の結果では、1986～2021 年の期間、常に過漁獲状態と評価されているが、本県のヒラメ漁獲量は 100t レベルで比較的安定しており、かつ漁業者が減少傾向であることを勘案すると、過漁獲という評価は疑問である。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

・漁獲量の大部分は漁協で把握しているが、市場外流通は把握していない。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

・資源評価結果では、1986～2021 年の期間、常に過漁獲状態と評価されているが、本県のヒラメ漁獲量は 100 トンレベルで比較的安定しており、かつ漁業者が減少傾向であることを勘案すると、過漁獲という評価は疑問である。

・資源評価には遊漁による採捕が勘案されていないため、親魚量を過小評価しているのではないか。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

・目標管理基準値案（2033 年に親魚量 4,053 トン）を達成するためには、2023 年から漁獲量を半減させる試算になっている。今の資源評価の出し方では、漁業者は納得できない。

・漁獲シナリオの採択においては、遊漁による採捕の実態を調査し、遊漁への規制を想定したシナリオを示していただきたい。

・放流魚の再捕相当量については、放流事業の効果を維持するためにも、別枠扱いとしていただきたい。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・漁業種類によって、漁獲量や漁獲サイズが異なるため、関係者間で不公平が生まれないように注意すべき。
- ・例えば、特定の漁業種類だけで漁獲枠を消費しないよう、漁業種類ごと・期間ごとに漁獲枠を分ける等の工夫が必要。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ・体長制限（熊本県資源管理指針：全長 20cm 以下の採捕禁止）
- ・禁漁（資源管理計画：一部海域での禁漁期間の設定）
- ・種苗放流

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ・県内全域の固定式刺し網、小型定置網、一本釣り漁業

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・漁業者にも分かるように資源評価結果のなぜ過漁獲と判断されたのか、分かりやすく説明していただきたい。
- ・遊漁者による漁獲が考慮されていないことを説明の上、漁業者のみの資源管理に意義があるのか議論する必要がある。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- ・漁業種類は固定式刺し網、小型定置網、一本釣り漁業等。
- ・遊漁による採捕も管理できないか検討していただきたい。

（３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

- ・資源回復策として、放流量の増加による漁獲量の維持や漁獲量規制の緩和は検討できないのか。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ヒラメ日本海中西部・東シナ海系群

2. 参考人

氏 名	佐々木 倫一
所属又は職業等	天草漁業協同組合 副組合長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

・資源評価結果に基づく資源管理を導入した場合、大幅に漁獲量を削減する必要があり、経営が成り立たない。このため、経営に対する支援や数量管理の緩和等を検討すべき。
・遊漁者による影響が大きいと考えられるため、漁業者だけではなく、遊漁も規制の対象に含めるべき。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

・ほとんどが漁協出荷分であるため、漁獲量は漁協で把握している。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

・親魚量は 1986 年以降 2,000～3,000 トンで推移していたが、資源管理評価に基づく目標管理基準値は 4,053 トンとなっている。これまでになく多い親魚量を目標としているが、環境収容力等が目標設定に考慮されていない中、実現可能な目標であるのか疑問である。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

・資源管理評価に基づく目標管理基準値で数量管理した場合、2023 年の漁獲量は 2022 年の漁獲量から半減する見込みとなっている。このため、漁家経営の状況を勘案した数量管理の緩和や経営に対する支援を検討すべき。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

・固定刺し網や定置網漁業等、ヒラメを含む複数魚種を混獲するため、ヒラメに制限がかかった場合でも、操業停止とならないような仕組みの検討が必要。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ・体長制限（熊本県資源管理指針：全長 20cm 以下の採捕禁止）
- ・禁漁（資源管理計画：一部海域での禁漁期間の設定）
- ・種苗放流

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ・県内全域の固定式刺し網、ひき網漁業、小型定置網、一本釣り漁業

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・資源評価や目標管理基準値等の説明について、漁業者が理解できるように分かりやすい説明に努めていただきたい。
- ・漁業者の生活に多大な影響を与える数量管理を説明する際は、数量管理のメリットやデメリットを具体的に示し、数量管理の必要性を理解してもらうよう説明していただきたい。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- ・漁業種類は固定式刺し網、小型定置網、ひき網漁業、一本釣り漁業等。

（３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

- ・ヒラメは多種多様な漁法により漁獲されるため、漁業者や地域によって漁獲サイズや時期、CPUE に大きな差が生じる。このため、漁業者間に不公平が生じないように、丁寧な説明が必要。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ヒラメ日本海中西部・東シナ海系群

2. 参考人

氏 名	富岡 啓二
所属又は職業等	一般社団法人全国底曳網漁業連合会 会長理事

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

沖合底びき網漁業では多くの場合混獲となることから、数量管理となった場合、混獲による数量超過を避けるため操業そのものを控えざる得ない等支障が出ることを懸念。

このため、先ずは混獲種の数量管理を適切に運用するための具体的な方策を提示するとともに、当該資源を数量管理することの必然性について関係漁業者の理解を得た上で検討を進めることが重要かつ不可欠。

当該資源については、科学的な評価を行うのに十分な情報が整っておらず、また現時点で性急に資源管理に取り組む必然性にも乏しいことから、数量管理による資源管理に取り組むとしても科学的な評価が可能となるまで待ってもよいのではないかと思慮。

なお、当該資源の近年の漁獲量は1,200トン程度で、我が国の総漁獲量の0.36%程度と極めて小さく、国として数量管理を行う必然性について疑問。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

沿岸漁業による漁獲が太宗と考えられるが、数量を把握する体制の整備が重要。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

上記（1）のとおり

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

上記（1）のとおり

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

上記（1）のとおり

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

沖合底びき網漁業においては5～8月の間で2～3か月間が禁漁となっている他、地区により全長25 cm未満の小型魚の再放流、種苗放流を実施。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

日本海中西部（石川県～山口県）における沖合底びき網漁業者は勿論のこと、当該資源は沿岸漁業においても多く利用されている資源であることから、関係する漁業者、所属漁協、市場、流通関係者。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

--

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

資源を利用している漁業者間に不公平感が生じないようにすること。

（3）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

--

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

--

2. 意見表明の申出者

氏	名	
所属又は職業等		

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

--

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

--

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

--

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

--

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

--

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

--

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

--

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

--

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

--

（３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

--